

広島県人事委員会告示第二号

平成十七年広島県人事委員会告示第一号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、平成十九年五月十七日以後に合格を発表する試験から適用する。

平成十九年五月十七日

広島県人事委員会

委員長 丸 山 明

表職員採用大学卒業程度試験の部第二次試験受験者の順位及び不合格基準を設けている試験目の判定結果の項開示する内容の欄中「受験者の順位及び」を「受験者の総合得点、総合得点順位及び試験種目別得点（配点のある試験種目に限る。）並びに」に改める。